

西日本旅客鉄道株式会社公告第4号

ICカード乗車券取扱約款(平成15年10月西日本旅客鉄道株式会社公告第19号)の一部を次のように改正し、平成20年7月1日から施行する。

平成20年6月20日

西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

山崎正夫

第15条第1項中「、自動精算機、入金機(チャージ機能付きの無人駅自動券売機を含みます。以下同じ。)又はICOCA乗車券の発売窓口」を「、自動精算機又は入金機(チャージ機能付きの無人駅自動券売機を含みます。以下同じ。)」に改める。

第18条の2第2項を次のように改める。

- 2 旅客は、小児用ICOCAの発売に際して、氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を別表3に定める小児用ICOCA購入申込書に記載のうえ提出し、かつ公的証明書等の提示により小児用ICOCA購入申込書に記載した氏名、生年月日、性別を証明しなければなりません。

第23条を次のように改める。

(紛失再発行)

第23条 旅客は、ICOCAの盗難又は紛失等による再発行の請求をすることはできません。

- 2 前項にかかわらず、小児用ICOCAの記名人が当該小児用ICOCAを紛失した場合で、別に定める申込書を小児用ICOCAの再発行を行う駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した小児用ICOCAの使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。
 - (1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該小児用ICOCAの記名人本人又は代理人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。
 - (3) 再発行を行う前に取扱区間内の小児用ICOCAの処理を行う機器に対して当該小児用ICOCAの使用停止措置が完了していること。
- 3 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する小児用ICOCA1枚につき紛失再発行手数料500円とデポジット500円を現金で収受します。
- 4 当該小児用ICOCAの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできません。
- 5 第2項及び第3項の取扱いを行つた後に、紛失した小児用ICOCAを発見した場合は、旅客は、これを小児用ICOCAの払いもどしを行う駅に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した小児用ICOCAとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人又は代理人であることを証明したときに限り、返却の取扱いを行います。

第 23 条の次に、次の 1 条を加える。

(当社の免責事項)

第 23 条の 2 紛失した小児用 I C O C A の使用停止措置が完了するまでの間に当該小児用 I C O C A の払いもどしや S F の使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。

第 28 条第 3 項中「別表 3 に定める I C O C A 定期券購入申込書 (以下、「購入申込書」といいます。) 」を「別表 4 に定める I C O C A 定期券購入申込書 (以下「定期券購入申込書」といいます。) 」に改める。

第 29 条第 2 項中「購入申込書」を「定期券購入申込書」に改める。

第 43 条第 3 項を次のように改める。

3 前項に定める鉄道会社等が発売した I C カード乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第 4 条から第 8 条まで、第 10 条、第 11 条、第 15 条第 1 項、第 3 項、第 16 条、第 17 条、第 19 条から第 22 条まで、第 23 条第 1 項、第 23 条の 2、第 26 条、第 27 条、第 30 条、第 32 条から第 34 条まで、第 36 条、第 39 条及び第 40 条の規定を準用します。この場合、他社が発売した I C カードを媒体とした定期乗車券については「 I C O C A 定期券」の規定を、 I C カードを媒体としたストアードフェアカードについては「 I C O C A 」の規定に準じるものとします。ただし、第 17 条に規定する S F 利用履歴の確認にあつては、当社内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。

別表 2 を次のように改める。

別表 2 (第 15 条) チャージ額

取扱機器又は箇所	1 回当たりのチャージ取扱金額
自動券売機	1,000 円、2,000 円、3,000 円、5,000 円、10,000 円
自動精算機	
入金機	
I C O C A 電子マネー取扱約款に規定する加盟店	1,000 円単位の任意の額 (加盟店により異なる場合があります。)

自動精算機は、機器により 5,000 円及び 10,000 円のチャージを行えない場合があります。

別表3を別表4に改め、別表2の次に、次を加える。

別表3（第18条の2） 小児用ICOCA購入申込書の様式

こどもICOCA購入申込書										ご案内
カ ナ										<ul style="list-style-type: none"> ・こどもICOCAのご購入の際には、公的証明書等による確認をさせていただきます。 ・カード裏面の記載に関わらず、紛失された場合には紛失再発行の請求ができます。 ・紛失再発行のお申込みの際には、所定の申込書へのご記入及び公的証明書等の提示が必要です。 ・紛失再発行の取扱いを行う場合は、紛失再発行手数料500円とデビット500円をいただきます。 ・その他、こどもICOCAのご利用条件等はICカード乗車券取扱約款に定めるところによります。
おなまえ	男・女 様 才									
生年月日	平成/西暦		年		月		日			
カード検索番号					紛失再発行手続きの際、カードの検索に使用します。（4桁の数字をお選びください）					
ご住所										
電 話	-				-					
<small> ＊この申込書にご記入いただいた個人情報、申込内容の確認のために使用します。 ＊この申込書にご記入いただいた個人情報は、拾得時など当社から連絡する必要があるときに使用します。 882-01-079 88X155% 上質46/90kg H20.6 DNP </small>										